

入会林野・入会権等を取り巻く歴史と記名共有・字 名義入会林野等の課題について

令和3年度入会林野コンサルタント中央会議

2022年3月16日

高村学人・山下詠子

(立命館大学)・(東京農業大学)

はじめに

入会林野とは？

「部落とか組とかよばれる、一定の地域に住む人々が、集団的に、共同で利用し、管理している山林原野のこと」中尾（2003）

江戸時代の柴草刈り慣行に由来

草肥だけでなく、茅刈、薪炭、
山菜・キノコ、家畜放牧、焼き畑
家屋の用材の利用も
造林も時代とともに進む



出典 農業図絵

入会権とは？

これらの人々が「入会林野を共同で管理し、利用する権利」

- ①入会権者が土地を共同で所有している場合 (民法263条)
- ②他人が土地を所有している場合 (民法294条)

しかし、いずれも登記に反映できず。

慣習が強かった時代は、登記はさほど重要でなかったが。。

はじめに (2)

所有者不明土地問題への注目

所有者不明土地 = 登記上の所有者情報から所有者に連絡が直ちにつかない土地

入会林野(=2000年センサスの慣行共有)の全面積(105万ha以上九州北部3県の総面積並)を不明土地にカウント

各種の法改革が成立

- ①所有者不明土地特別措置法(2018年)
- ②表題部所有者不明土地適正化法(2019年)
- ③民法・不動産登記法の改正(2021年)

入会権を直接扱うものでないが、入会由来の土地にも関連とりわけ、1)名義未更新の記名共有地、2)字名義地に影響

森林経営管理制度の実施

未整備入会も対象に。共有者不明森林と記名共有入会林野の重なり
所有権登記なき変則型登記の山林との遭遇

入会林野近代化法(1966年～)

実績は平成以降、低迷 上記に伴い未解決の問題が再燃？
今後、問い合わせや法実施の必要性が高まる？

はじめに(3)

所有者不明土地問題の特徴

- 入会林野の登記名義の問題を意識しつつも、各種の法改革では、入会権を直接扱わず
- 変則状態にある登記簿の所有名義を起点に真の所有者を探索し、変則解消を目指す

入会林野の登記名義で多いのは、以下の二つ

a)記名共有の入会林野

慣行共有事業体調査(2000年センサス)のうち、集団数で約30%(=共同名義)を占める
相続未登記罰則化(2024年4月施行)で名義更新への対応が必要に

b)字名義の入会林野

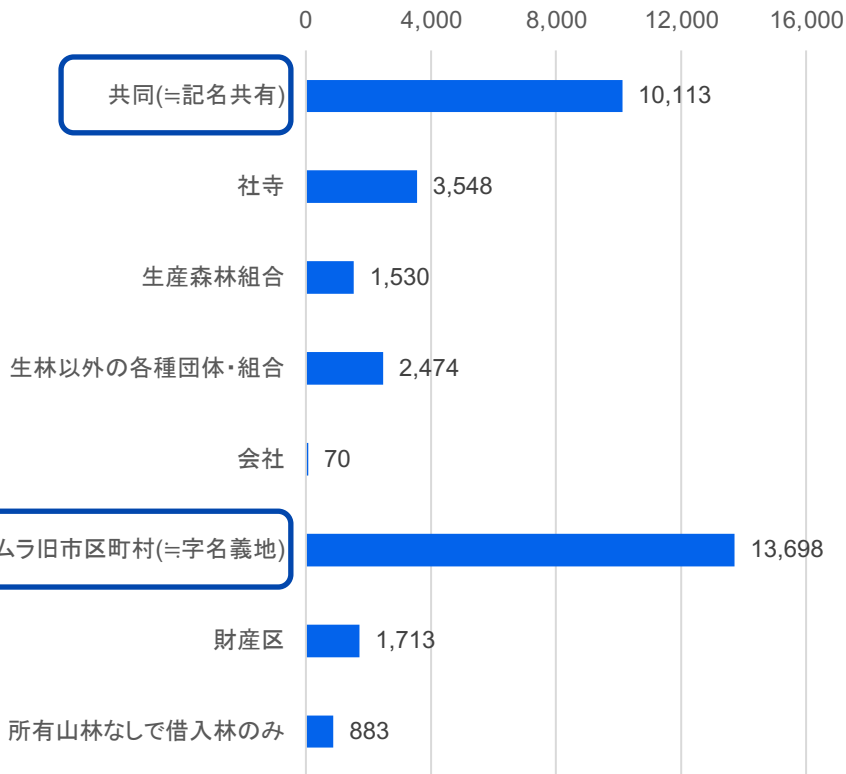
同上調査の集団数の約40%(ムラ旧市区町村名義)

表題部所有者不明土地適正化法により表題部所有者不明土地とされ、適正化の対象に
この法律に基づく探索調査では、入会権の存在を前提にした更正登記への反映は難しい。

→ 今日、それぞれの名義形態が生まれた歴史的背景、今日の論点を説明し、入会林野近代化法の役割を論じる

2000年センサス（慣行共有事業体調査）の名義区分別の集団数と保有面積の再集計

名義区分毎の集団数(N=34,029)



名義区分毎の保有山林合計面積(ha)





報告の流れ

0.はじめに

1.入会権・入会林野とは何か？ -その歴史から

2.記名共有地に伴う論点

3.字名義地に伴う論点

4.認可地縁団体化について

5.入会林野担当者に期待されること

6.まとめ

昨年実施 全県の入会林野担当者へのアンケート結果の紹介も。

高村学人・山下詠子（2021）「入会林野整備の実績と新たな政策動向に関する全都道府県アンケートの集計結果」立命館大学政策科学会RSPSPディスカッションペーパー-46号

1.入会権・入会林野とは何か？ ーその歴史から

1.1 入会権の起源と内容

入会慣行の起源

近世の村に認められた慣習的権利
田畑への草肥を供給する柴草山の必要
土地の支配ではなく、多様な資源に対する**用益的秩序**
語源は、村と村とが入り会う 村々入会が多かった

ただし、**所有権に近い権利**を持ち、強い
統制を村が実行していた所も多い。

ex.入会山に「造林地としての長期利用権(年季売)」を設定。
都会から造林業者を招き、競争入札させて村が収入を得る
近世の吉野林業に限らず、多くの地で

明治期以降の近代的**所有権制度**では、
一地一主とし、所有権者 = 地租負担者を確定

そのため入会林野の帰属が問題に



1.2 近代法制度導入と入会林野の所有名義

1874年(明治7年) 官民有区分と改正地券交付

入会地は、官有か民有のいずれかに。

政府は官有化推進 各地で紛争

民有の場合も、①村持、②代表者名義、③記名共有、④社寺等の多様な名義で地券を得る

1889年(明治22年) 町村制施行

江戸時代 & 明治初期の村は、非公式の単位に

政府は、**村持名義**の入会地を新町村の公有財産へ編入推進

反発が強かったため、妥協として財産区が創設

そうならなかった旧村持名義地は、**部落有林野**と呼ばれるように

記名共有への**離権**(=旧村持名義から村人達の連名共有名義への変更)も

1.3 民法での入会権の承認と登記制度との乖離

1898年(明治31年) 明治民法の公布

全国各地の入会紛争・裁判と全国入会慣行調査を背景に2つの条文で入会権を認める

第263条(共有入会権) 共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

第294条(地役的入会権) 共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。

1899年(明治32年) 不動産登記法

①入会権を登記できる用益物権とせず

用益物権の種類 地上権、永小作権、地役権、入会権

所有権の上に登記できる用益物権となったのは、入会権を除く権利

②また法人ではない旧村=部落が所有者として名義を登記するのも不可

1)その結果、所有権登記する場合に様々な名義形態が妥協策として用いられる。

a)代表者名義、b)数名共有、c)全世帯主列举の記名共有、d)社寺 etc. 登記から入会かはわからない。

2)また所有権登記されずに地券交付時の名義のままの場合も。所有権登記は、申請主義

e)字名義(旧村持名義)、f)所有権登記なき昔の代表者名義、g)所有権登記なき昔の記名共有

これらは、今日の表題部所有者不明土地の源流

1.4 公有財産編入の継続と戦後の変動

部落有林野統一政策(1910年～1939年)の推進

柴草山から人工造林へ 市町村の財政基盤確立を目的に
旧村持名義地の公有財産化（市町村有化）を推進
ただし反発も強く、途中で停止 記名共有への**離権**も

戦後のGHQ政策による混乱

部落会解散・財産処分を命じた**ポツダム政令**

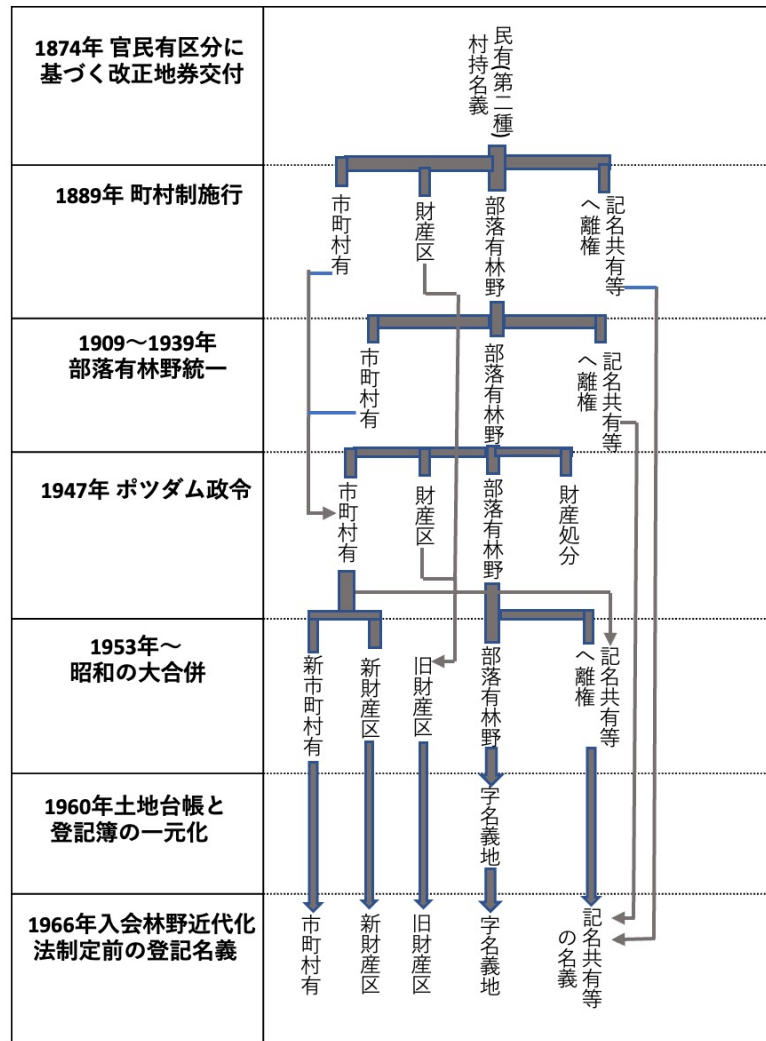
財産処分しない場合は、市町村有に
戦時中に法人となって所有権登記した部落会のみが対象だが、
部落有林野一般が対象との誤解がその後も継続

昭和の大合併

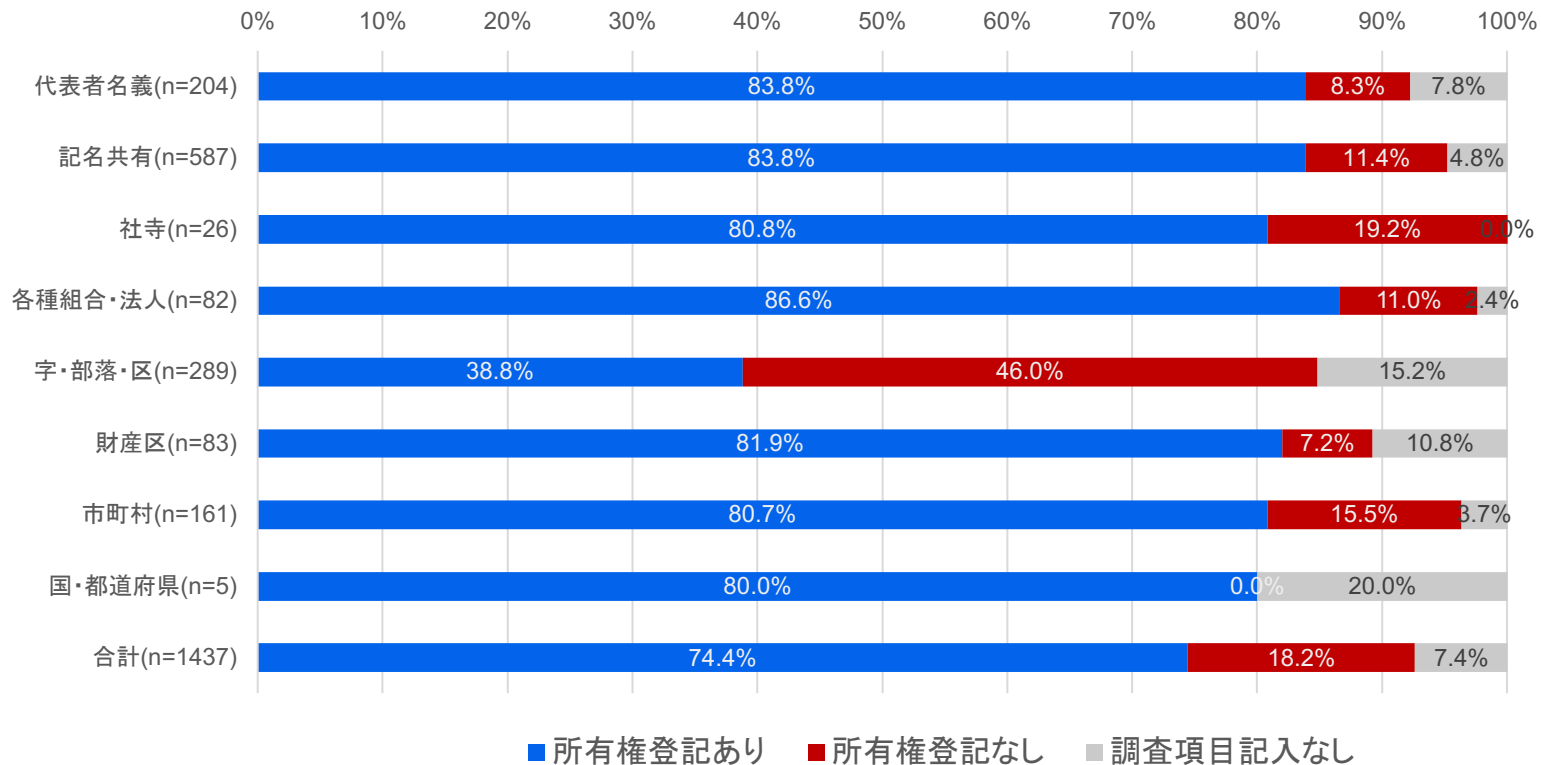
合併前の旧町村の公有財産（その多くは、部落有林野統一政策
による旧入会地）を旧町村で管理するため新財産区を設立
合併時に旧村持名義地が記名共有へ離権することも

土地台帳と登記簿の一元化(1960年)

所有権登記がされていない土地は、表題部のみの登記簿に
旧村持名義地は、字名義地と呼ばれるように



1.5 入会林野の様々な所有名義形態と所有権登記の有無



昭和 49 年全国入会慣行調査における登記名義毎の所有権登記の有無←

出典 黒木・熊谷・中尾(1975)を再集計←

1.6 入会林野近代化法の目的と内容

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(1966年制定)

立法背景 木材の不足・高騰 再造林から拡大造林へ

林業基本法(1964年) 木材需要に応える林業の高度化を

立法の認識 慣習的入会権と所有名義の複雑・不明瞭さが林野利用の高度化を妨げに
個人分割することで林業経営による所得増
細分化問題指摘のため生産森林組合も選択肢に 誘導も

近代化法による整備の仕組

林業・農業の高度利用に資する入会林野整備計画を対象

入会権の権利関係の近代化に伴う手続・費用を行政が支援

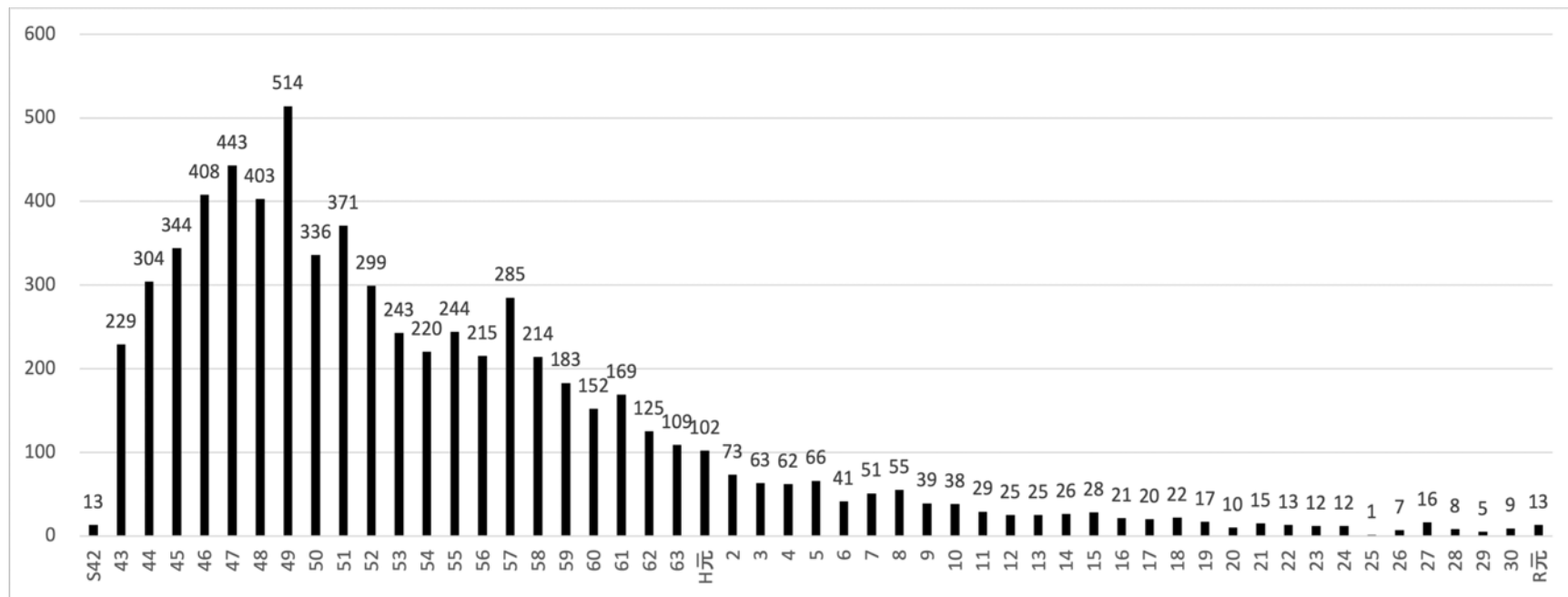
字名義等の変則型登記の解消、長期の名義未更新の記名共有地問題の解決も目的

整備後の主体は、①生産森林組合(法人)、②共有、③個人有 入会権は消滅

目的は、あくまで近代化の助長 入会集団による整備の要望が前提

1.7 入会林野の整備件数の推移

全国の入会林野整備件数の推移



出典 森林・林業統計要覧

平成に入ってから整備件数は低迷

累計で58万ha程度整備済 1960年センサスでの慣行共有事業体の総面積は、158万ha(台帳ベース)

整備後の形態 生産森林組合等の法人 31万ha 共有 3万ha 個人分割 24万ha *最新の情報は、当日の林野庁報告を。14

1.8 小括

1) 入会林野・入会権の歴史は、複雑

本日は、字名義地と記名共有地の起源をできるだけシンプルに説明

2) 登記名義のみから入会か否かを判別できない

また未整備入会が多く残る

3) 字名義は、村持名義の残存

その位置づけには争いが続いた

市町村の一部(行政解釈) vs 共有入会権(法学説・判例)

4) 記名共有は、公有化への対抗・離権の結果としても生じた

5) 入会林野への評価の揺れ

はげ山、荒廃地、粗放的利用、コモンズ、所有者不明土地

2.記名共有地に伴う論点

2.1 記名共有の多様性

1)記名共有といってもさまざまな形態

- ①昔の全世帯主名が列挙されたまま
- ②○○外何名 の外何名が誰かわからず、所有権登記もない
- ③在村者は、名義更新しているが、離村者の名義が残ったままで長期未更新
- ④入会権者と共有名義人が一致し、名義更新もなされている
- ⑤数名の代表者が入会集団からの信託をうける形で共有名義人に
etc..... 問題となるのは、①～③

2)記名共有で所有権登記された時期も様々

- a)明治の登記法施行後, b)離権に伴うもの, c)他の名義からの変更, etc..

3)名義変更の登記原因も 売買、贈与、払い下げ、相続、委任の終了 etc..

→そのため登記だけではなく、歴史的経緯をそれぞれ調べていく必要がある。
集落や権利者集団による共同管理の存在、離村時の権利の扱いについての慣習

2.2 所有者不明土地問題関連の法改革の記名共有地への影響

1) 民法・不動産登記法の改正(2021年4月に成立)

- ①相続登記の義務化、3年以上の未登記への過料導入(2024年4月から施行)
- ②所有不動産記録証明制度の導入
→これまで気づかなかった共有持分の発見、持分処分の問い合わせ
- ③財産管理制度や共有法の改正により、不明共有者がいても管理しやすく。
共有の解消も。

2)所有者不明土地特別措置法(2018年に成立)

- ①所有者不明土地の所有者の探索方法や不明判断の基準の明示
- ②不明地の収用手続の簡素化、地域福利増進事業のための利用権設定
- ③自治体のニーズを踏まえた地域での法務局による長期相続登記等未了土地の調査・解消 →名義未更新の記名共有地に関連

→いずれも登記から出発するため、入会ではなく、通常の共有という前提で手続が進んで行く

2.3 通常の共有と入会権が認められる記名共有地の違い

1)通常の共有 各自に持分権あり。これは相続される財産
持分権も自由に譲渡 分割請求権の行使が可

2)入会権が成立している記名共有地

登記上の持分は、やむを得ない仮象

共有名義人は、入会集団から委任されて登記
慣習による持分権譲渡や分割請求権への制限
相続財産の一部とはならない。

名義変更の原因も相続ではなく、入会集団の構成員の代替わり
本来の登記原因は、「委任の終了」 そういう例も広がりつつ

法律効果の違い 記名共有入会地の名義未更新は、相続未登記ではない。

(入会権成立の場合) また持分権を勝手に売却すると裁判で無効となる
入会林野近代化法による名義整理が可能

両者の区別の難しさ

登記からわからない。

また実際には入会でも離村者が権利を保持する場合もある
慣習が薄れていくと、

区別の基準は、

権利の譲渡や分割請求権行使への集団による統制という慣習の存在

Ex. 権利の譲渡先は、入会権者に限る 自由に譲渡してはならない
分割相続はできない 継承者は一人のみ

* 各県の未整備入会集団のリストも手懸かりに。

ただし、記名共有入会地でも離村者の子孫から共有名義から外れたいとの要求があれば、持分権を引き取る形で名義抜きに協力する必要も 共有持分は放棄できるが、登記は共同申請

権利関係が複雑になりすぎ、同意獲得による共有名義問題の解決ができない場合は、近代化法も選択肢に

2.4 入会慣習の消滅による共有への転化

入会権の存続・消滅が争点に

また記名共有入会地も入会権が完全消滅すれば、通常の共有へ

ただし、入会権の消滅には、相当に慎重な判断が必要

入会権の存続・消滅は、権利者間でも見解の相違・対立が

入会権の存続 ≠ 採取行為の存続 環境的利益の存在に求める学説も

入会権の消滅 ≠ 管理の委託

入会権の消滅（作為としての消滅）には、全員一致による消滅手続が必要。

ありうる事実上の消滅の例

事例① 数十年以上も権利者集団の集まりがなく、その共有林野の持ち主が誰かも皆にとって定かではなかった。名義問題の解消、処分だけを望む。新たな共有法に基づき共有関係を解消して欲しい。

事例② どうして共有林があるのか、もよくわからない。自分達ではずっと管理しておらず、名義問題の解決も難しい。市に経営管理権を設定してもらって全てをお任せしたい。

→ただし、入会林野近代化法も解体しつつある入会権の解消・整理のために用いられてきた
経営管理権の設定は、さしあたっての手段 長期的な観点から名義整理が望ましい場合も

2.5 民法改正(2021年)により新たに導入された共有関係の解消法

共有関係の解消

不明共有者問題の抜本的な解決策として 裁判 & 不明共有者持分の供託による共有関係の解消を導入

一部の不明共有者の行方がわからない場合、連絡が取りあえる共有者で以下の手続を裁判所に申請

1)不明共有者の持分取得制度（非訟事件）

裁判所による公告手続後、不明共有者の**共有持分の時価相当額を法務局に供託**
その持分権が**申立共有者に移転・帰属** 不動産売却時にも用いることができる

2)共有物分割請求訴訟による解消（訴訟事件）

共有者間で協議をすることができないときにも**分割請求権の行使が可能になった**
現物分割に加え、**賠償分割の方法も明文化** 他の共有者の持分を買い取り、土地を取得

ただし、記名共有地に入会権が存続する場合、①価格換算される持分権の観念が成立せず、②不明共有者も持分権を持っているのではなく、登記名義に名前が残っているだけ、となるから、これらの解消方法を用いることが困難。

→そのため入会林野近代化法の出番に

3.字名義地に伴う論点

3.1 字名義地とは？

字名義地

非公式な領域単位(=自治体ではない)の名称が所有者欄の名義に大字、区、村中、組、etc.....

財産区との違い

財産区は、財産区条例に基づき固有の機関（管理会、議会、総会）を持つ。
特別地方公共団体となるため固定資産税が課税されず
ただし、財産区名で登記されておらず、字名義となっている場合も多い。

字名義地は、所有権登記がない場合が多い

ただし、財産区でもないのに所有権登記がある場合も。
登記官が市町村の一部の区と見做した？ この場合も所有権の移転は困難

3.2 字名義地の帰属問題

字名義地の帰属をめぐる長年の論争

①入会権公権論

町村制施行、部落有林野統一政策の推進を支えた学説

旧村持地(=字名義)は、市町村の一部であるから公有財産に編入されるべき

②入会権私権論

旧村持地(=字名義)となっているのは、登記できる道を開かなかったから

その土地に対する共有入会権が認められる。ゆえに入会権者らの私有財産

裁判所が支持してきたのは、入会権私権論

入会林野近代化法(1966年)による決着

字名義地が整備を通じて入会権者らの私有財産になる道を開く

生産森林組合、共有、個人分割へ権利転換

ただし、整備されないままの字名義入会地がその後も存続

3.3所有者不明土地問題に伴う変化

表題部所有者不明土地適正化法(2019年制定)

字名義地や所有権登記のない土地は、表題部所有者不明土地に
法務局、地方法務局が真の所有者探索し、その解消をはかっていくことに

字名義地であることの諸問題

たしかに土地の処分や物権設定ができない。
昔は、分収造林のために解消を目指した
近年は、用地取得のために問題化

ポツダム政令の便宜的な適用拡大の広がり

用地取得のためにこれを適用し、市町村有地にした上で次のステップへ
ただし、判例では、適用対象は、戦時中に法人となった部落会が所有権登記し
ている場合に限定

3.4 表題部所有者不明土地適正化法(2019年制定)の内容

■ 表題部所有者不明土地の定義

権利部の登記がなく、表題部所有者欄も正常に記録されていない変則型登記の土地
→用地取得や民間取引が困難。

■ 法律のポイント

- 1) 登記官に職権による所有者探索の調査権限を付与
- 2) 調査は、探索委員(=土地家屋調査士)を選任
- 3) 占有者・関係者からの聞き取り調査・実地調査、旧土地台帳等の史料調査、自治体からの情報提供。利害関係人による意見提出
- 4) 調査結果に基づき、登記官が変則解消のための登記を行う。
- 5) 所有者が特定できない場合は、その旨を登記
- 6) 利害関係者の請求で特定不能土地管理者を裁判所が選任

入会林野に関する論点

いずれの変則型登記にも入会由来の土地が多い。しかし、①、②は、通常の財産とみなし、相続人を探索する方法で調査。③でも入会総有が認められるハードルが高く、ポツダム政令適用による公有地帰属も。

変則型登記

①所有者の氏名のみで住所なし

地積番号	地積内容	権利状況	登記簿
所在地	地目	地積	用途
51番	雑地	5.0	
所有者	登記住所		

②記名共有地／外何名

地積番号	地積内容	権利状況	登記簿
所在地	地目	地積	用途
51番	雑地	1.00:0.00	
所有者	登記住所		

③字名義地

地積番号	地積内容	権利状況	登記簿
所在地	地目	地積	用途
52番	雑地	2.00	
所有者	登記住所		

権利部がない
=所有権者がいない
詳しくは、高村・山下(2021)

表題部のみに所有者が記載かつ特定不能

3.5 法実施の流れ –表題部所有者不明土地適正化法

法に基づく探索調査のスキーム

- 同法施行に伴い、令和元年度から各県で170筆程度の探索調査の目標設定（予算化）
- 探索対象地の選定基準
 - ①災害リスクやまちづくりの必要性 ②不明地の集積度
- 地方法務局本局から ①県庁・総務課に照会 ②県庁内の各課に照会、③県内の市町村に照会
 - 地元から直接リクエストはできない。選定は、地方法務局が行う。
- 探索調査の進め方

① 所有者の氏名のみで住所なし

② 記名共有地／外何名

③ 字名義地

デスクワーク中(相続人等を公的書類から探る)

探索委員(土地家屋調査士)に実地調査依頼

■ 調査の結果

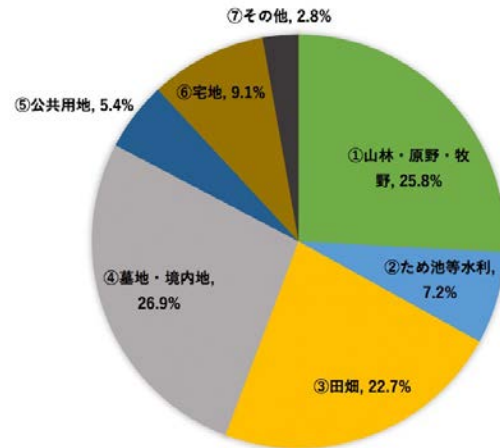
① 真なる所有者が判明した場合

登記官が更正登記として表題部に真なる所有者を書き込む。その後、その所有者が所有権保存登記 社団の代表者名の登記も

② 判明しなかった場合

登記官が当該土地につき所有者を特定できなかったことを登記に書き込む → 登記簿上、所有者等特定不能土地となる
その後、利害関係人（市町村長を含む）が裁判所に当該土地の管理者選任を請求できるように また収用手続きも簡略に

図 探索調査の対象となった地目群の筆数比率(全国)



2020年8月にカウント
合計 9,420筆

3.6 字名義入会地に関わる論点

法務省による字名義の分類

字名義地 につき、次の3分類を行う

① 行政区画の所有

② 町内会・部落会有

③ 自然集落(村民)の総有

■ 公権論的な指針と証明の難しさ

② 町内会・部落会有

→ ポツダム政令で処分（個人分割）されてなければ市町村有となる

③ 自然集落(村民)の総有

→ 証明のハードルが高い

市町村長が管理慣行証明書を発行 (Cf.入会林野近代化法では入会権者が慣行内容を記載)

※(当時の)所有者全員の証明書、その相続人の調査も必要

法務省担当者ヒアリングから(2021年3月,2021年10月)

* 字名義地を上記の3分類のいずれかに分類するのは実際に難しい

* 入会総有であると判明した場合、明治期の登記法制定時(1886年)に所有権名義を登記されるべきであった人々を特定し、そこから相続人を探っていく

* 入会地である等が主張されると、探索中止か 不明と書き込む というのが実際

* ポツダム政令時の部落会と現在の地縁団体の継承関係がはっきりせず 政令適用には、市町村の意向も前提。

滋賀県大津地方法務局への聞き取りから(2021年9月)

* 入会らしいものが2地域であった。1つは、認可地縁団体が先立って存在したのでそちらに帰属させた。ただし、入会集団とのずれも感じた。もう一つは、市町村の要請もあり探索中止

3.7 字名義地の小括

表題部所有者不明土地適正化法の実際

入会権が関係する場合、それを前提にした登記の適正化の実現は難しい
それでも不明と書き込めば、裁判所による特定不能土地管理者の選任が可能になるので一歩前進

字名義地の帰属問題は、なお未解決

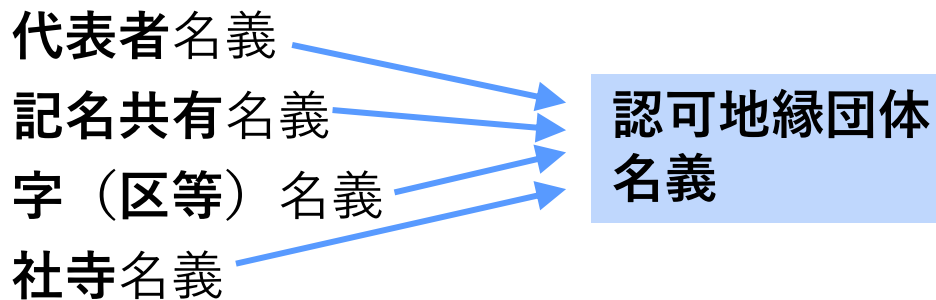
裁判所判例と行政解釈のずれ
ポツダム政令の適用範囲の不確かさ
字名義地を認可地縁団体に移管するための法律は、存在せず。

入会林野近代化法への再注目

帰属問題を決着
入会権の存在を前提に私権への転換を実現

4.認可地縁団体化について

4.1 認可地縁団体による登記名義問題の解消



簡便な手続きで団体名義での登記が可能に。
名義変更の必要がなくなる。

※どのくらいの認可地縁団体が森林を保有しているかは不明。

- ただし移転登記のためには、筆数、名義人数にもよるが、**多額の費用**（十数万～数十万円）と**手間**がかかる。
 - 2015年 認可地縁団体が所有する**不動産の登記特例措置**
- 経営不振に悩む生産森林組合の解散後の森林の受け皿としての活用も進む。
 - 2017年 森林組合法改正による**組織変更措置**

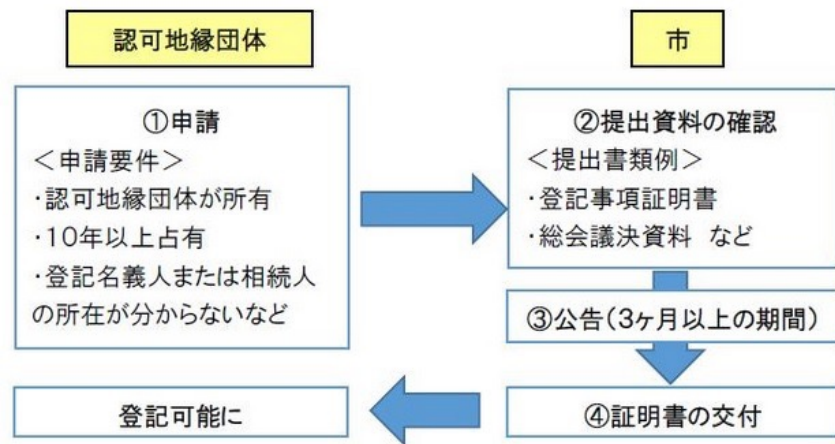
4.2 不動産登記特例に基づく認可地縁団体設立の増加

- 2015年4月の地方自治法施行規則改正により、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例が措置

認可地縁団体が所有し、10年以上占有している不動産で登記名義人や相続人の所在がわからない場合、一定の手続き（申請・公告）により市町村が証明書を交付し、登記が可能になるもの。

これらに関わる疎明資料を準備して提出。

- 2015～2017年度において、全体の約1/4で特例申請がされている。



出典：氷見市HP

(<https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/5/1/6412.html>) より

4.3 非法人入会集団、生産森林組合、認可地縁団体の比較

	非法人入会集団 (記名共有、字名義等)	生産森林組合	認可地縁団体
団体の性格	入会権者の集団	林業経営の協業化組織	良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行う団体
構成員	入会慣習により認められた世帯	地区内に居住または組合に出資する個人（定款による）	一定の区域内に居住している全個人
収益の配分・ 用途	共益費や個人分配 (慣習による)	従事分量配当により 組合員に配当	地域活動の共益費にあてる (分配は不可)
林業経営における優遇措置	なし	従事分量配当・行政による 指導義務	なし
課税措置	法人住民税は収益事業を除き減免・非課税 固定資産税は課税	法人住民税課税 固定資産税は課税	法人住民税は収益事業を除き減免・非課税 固定資産税は課税
組織運営上の規定等	なし	法人会計事務、総会等の都道府県への報告、役員登記、等	告示事項・規約の変更手続き

4.4 認可地縁団体制度の活用にかかわる論点

- ・認可地縁団体制度は、不動産登記特例の後押しもあり、記名共有地、字名義地等の**所有名義問題を解決させる有力なツール**になりうる。
ただし、認可地縁団体と入会集団で**構成員がほぼ一致**していることが条件に。
「権利者≒地域住民」であればよいが、転入者が多い「権利者<地域住民」だと
うまくいかないことが多い。
- ・収益が共益費にしかあてられない点も、入会慣習に合致する必要あり。
- ・構成員の不一致が大きい＝新住民の多い地域では、**認可地縁団体ではない
解決策**を模索する必要がある。
→ **名義整理のための手間・経費・担い手、活用できる制度の検討
整理後の登記の形態の検討**
(例) 非法人：代表者名義として定期的に名義を更新（「委任の終了」として）
法人：一般社団法人、生産森林組合など

5.入会林野担当者に期待されること

5.1 入会林野近代化法が必要な場面

- これまでは、 **整備手続コスト > 整備によるメリット** により整備を先送りしていた集団から **+ 登記名義の適正化要求の高まりのため** 整備を求める声があがってくる可能性
- 森林経営管理制度に伴う所有者意向調査でも入会との接点は増える
- 入会集団にて林野管理が継続しており、入会権の権利意識があり、名義問題の解消を望む場合は、入会林野近代化法による整備対象に
- 林野庁『平成5年度 入会林野等整備の今後のあり方に関する調査報告書』にて「農林業の高度利用」だけでなく、環境保全機能、森林リクリエーション等を目的とした近代化法適用、財産権の明確化が既に提言

5.2 近年の整備実績 入会林野担当者への全県アンケートから

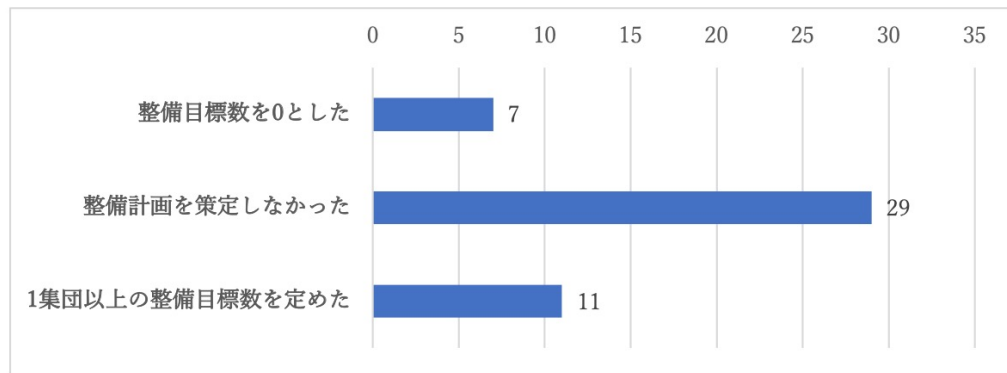
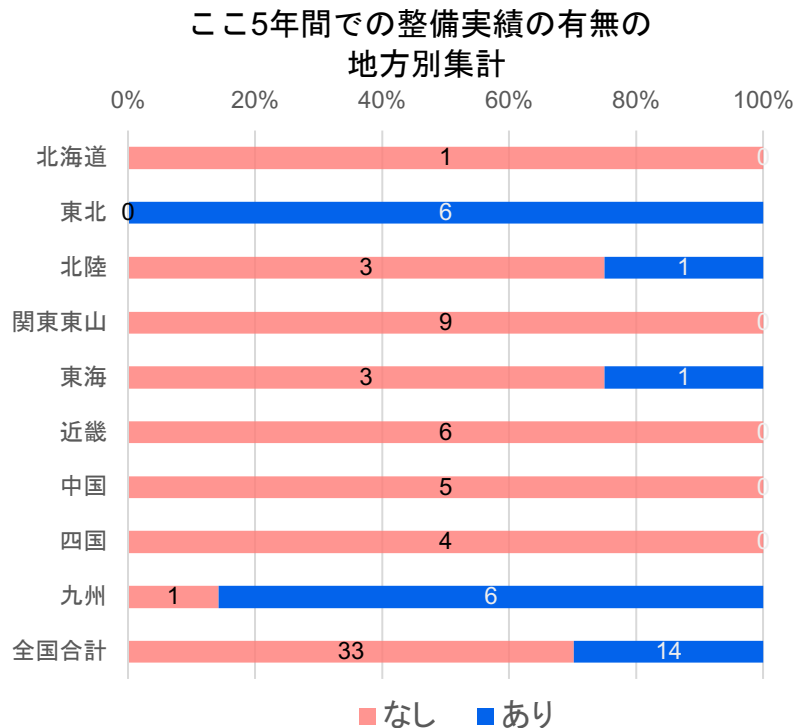


図2 第七期入会林野等整備計画での整備目標数や計画策定の有無(n=47)



第七期整備計画(平成29年～令和3年)で1以上の整備目標数を設定したのは、11県
 ここ5年間のうち、整備実績があるのは、14県 東北は全県で実績あり。九州も1県を除きあり。それ以外の地方では乏しい
 地元から整備の要望があってもノウハウが組織内で継承されておらず、対応できない県もある可能性？？

5.3 整備目標や整備計画を定めなかった理由-全県アンケート結果から

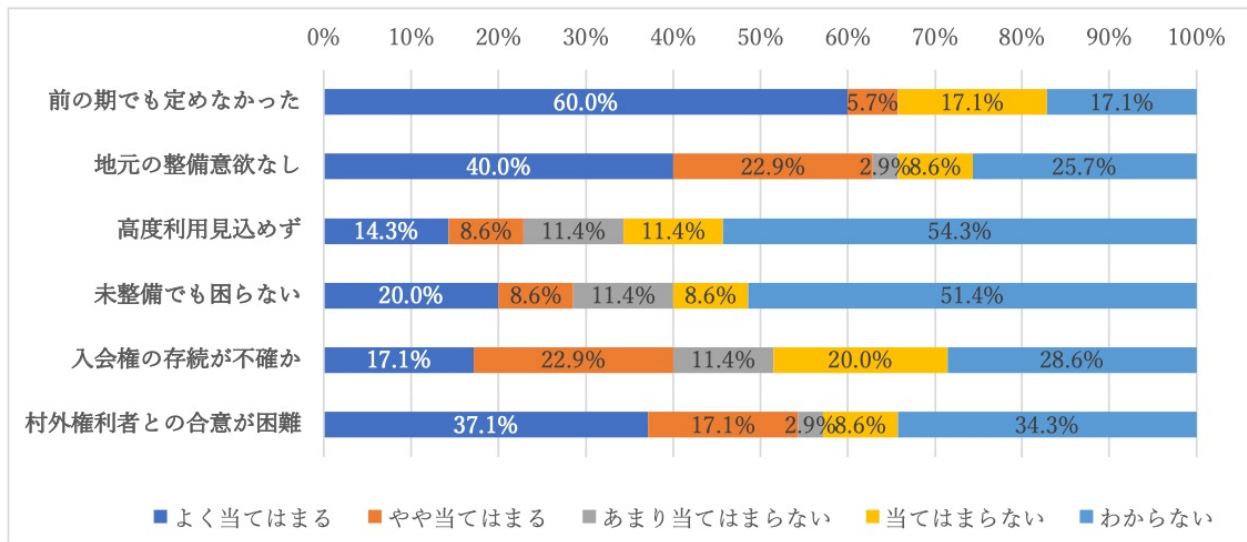


図 2-1 整備目標数や整備計画を定めなかった理由(全て n=35)

- 「前の期でも定めなかった」という理由が最も多い。→整備実績が途切れると整備事業もなくなる？
- 「村外権利者との合意」も論点 →どこまで合意を求めるべきか？ 探索の方法は？

5.4 期待されることと宿題

入会林野担当者に期待されること

相談・要望があった場合の対応

整備認可時の書類保存によるノウハウの保存

各県の入会林野整備担当者の相互事例照会の活発化

ブロック毎の入会林野研究会もきっかけに

研究者等の宿題

整備時における村外権利者の扱いの明確化

昔は、離村失権原則を強調 しかし、離村失権でない慣習も

また離村失権原則により入会権はなくなったとしても共有名義に名は残ったまま

森林経営管理法による不明共有者の探索方法、所有者不明土地特別措置

法を参考にした方法や考え方の提示

5.5 整備以外の方法

入会林野それ自体が悪いというわけではない。

入会林野があるプラス効果

地域の目が山林に入る できるところは自分達で

零細私有林と一体となった森林経営計画

私有林の寄附をうける集落もある（京都府南丹市美山町の調査から）

登記名義に自ら工夫しているところも

全世帯主列挙の名義から若い人数名の代表者共有名義へ変更

登記原因を「委任の終了」とすることで登記上、団体財産である外観を

規約で登記上の権利は、実際の権利と異なることを明記 離村時のルールも

規約の手續に基づき選任された代表者は、契約等の法律行為を行える

6.まとめと今後の課題

6.まとめと今後の課題

入会権は、いずれ解体・消滅する と大昔から言われてきた
しかし、その後も存続 永遠に未解決の課題？

全国的な調査は、

①2000年センサス

② 林野庁(1992,93,94)『平成3,4,5年度 入会林野等整備の今後のあり方に関する調査報告書』 が最後

→本当は、その後の変化の把握、それに基づく理論と実務の構築が必要

名義問題の解消には、さまざまな手段があるが、入会権そのものの存在を前提にしているのは、入会林野近代化法のみ

ただし、近代化法を動かす力は、入会林野の私有財産化要求 それが弱まると。
認可地縁団体化は、逆コースへの動き

近代化法の整備ではなくとも、良い手段があることの提示も必要

参考文献

- 荒井達也(2021)『令和3年 民法・不動産登記法 改正の要点と実務への影響』日本加除出版
- 入会林野近代化研究会編(1980)『入会林野の高度利用』林野弘済会
- 川島武宜(1983)「部落会」と「部落」= 入会団体の関係について」川島武宜著作集8巻231-273頁岩波書店
- 高村学人(2020)「所有者不明土地問題と入会権 –表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化法の実施に求められること」入会林野研究会40号5-20頁 https://doi.org/10.32192/forestcommons.40.0_5
- 高村学人・山下詠子(2021)「表題部所有者不明土地適正化法の入会地へのインパクトと求められる探索的調査」入会林野研究41号2-15頁 https://doi.org/10.32192/forestcommons.41.0_2
- 高村学人・山下詠子 (2021) 「入会林野整備の実績と新たな政策動向に関する全都道府県アンケートの集計結果」立命館大学政策科学会RPSPPディスカッションペーパー46号
http://www.ritsumei.ac.jp/ps/assoc/policy_science/common/file/rpspp/discussion_paper046.pdf
- 土屋又三郎(1983)『日本農書全集26巻 農業図絵』農村漁村文化協会
- 中尾英俊(2003)『入会林野の法律問題 新装版』勁草書房
- 正影秀明(2019)『変則型登記、権利能力なき社団・認可地縁団体等に関する登記手続と法律実務』日本加除出版
- 美馬拡人(2019)「『地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果』について」住民行政の窓468号45-62頁
- 林野庁(1992,93,94)『入会林野等整備の今後のあり方に関する調査報告書』